

盛岡広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年3月10日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 盛岡和賀線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割295番地先まで	新	A m 49.0~8.5	m 3,260.2
盛岡市本宮五丁目4番地先から下飯岡4地割301番地先まで		B 50.7~25.0	2,828.1
盛岡市下飯岡3地割245番地先から248番地先まで		C 25.7~15.4	51.1
盛岡市本宮字松幅100番1地先から下飯岡4地割295番地先まで	旧	A 49.0~8.5	3,260.2
盛岡市本宮字小幡9番1地先から下飯岡4地割295番地先まで		B 57.0~25.6	1,805.2
盛岡市下飯岡3地割245番地先から248番地先まで		C 25.7~15.4	51.1

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 イ 期間 平成27年3月10日から同年4月10日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 紫波インター線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町北日詰字下藪81番1地先から99番2地先まで	新	m 38.1~12.0	m 146.2
	旧	26.8~10.4	146.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 イ 期間 平成27年3月10日から同年4月10日まで